



8 学習支援

1. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）	120
1-1. 保険の対象となる事故	120
1-2. 保険金の請求手続きおよび 保険金を受け取るまでの流れ	120
2. 学習会	121
3. 学生創作研究助成金制度	122
4. 勤労学生の所得控除	124
5. 美術館・博物館の優待	124

1. 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

学生の正課授業中、大学行事、通学中の事故やケガなどに備えて、全学生を対象に「学生教育研究災害傷害保険」(公益財団法人日本国際教育支援協会)の加入手続きを行っています。詳細は『学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり』(入学時に配布)で必ず確認してください。

- ・保険料：入学手続きに含まれています(在籍中6年間有効、140円)。
- ・加入手続き：入学時に大学が一括して行います(個人の手続き不要)。

1-1. 保険の対象となる事故

対象となる場合(例)	対象とならない場合(例)
・正課授業中 ・大学行事中 ・大学の施設を使用した学習会等の自主活動	・通学中の事故で、本学で禁止している自動車・バイクを利用して事故や怪我をした場合。 ・大学施設外で開催された学習会等の自主的活動。

- ・正課・学校行事中に発生したケガへの医療保険金支払いは、実治療日数(実際に入院又は通院した日数)1日目から補償されます。又、通学中・学校施設等相互間の移動中に発生したケガの場合、医療保険金支払いは、実治療日数が4日以上が対象となります。
- ・「治療日数」とは、ケガをして治療を開始した日から、平常の生活を営むことができる程度に治った日までの間の実治療日数(入院又は通院した日数)をいいます。治療期間の全日数が対象になるものではありません。
- ・学習会は学生の自主的な活動のため、この保険の対象とはなりません。大学施設を使用して活動を行っている場合に発生したケガは保険の対象となります。
- ・大学が禁止している行為によるケガ、通学時に禁止している自動車、バイクなどを利用して事故を起こしケガをした場合は保険適用外となる場合があります。

1-2. 保険金の請求手続きおよび保険金を受け取るまでの流れ

(1) 事故発生と大学への書類請求

- ①保険の対象となる事故発生後、ただちに学生課へ連絡してください。
- ②学生課から保険会社へ提出する書類をお渡しします(事故通知はがき、FAXフォーム、保険金請求書、治療状況報告書、通学中事故証明書等)。
 - ・通学中の事故の場合は「通学中事故証明書」を学生課に提出してください。
 - ・交通事故の場合は警察へ届け出てください。

(2) 保険会社への事故通知

事故発生後30日以内に、事故の日時・場所・状況・傷害の程度を保険会社へ各自で連絡してください。

＜事故通知方法＞

- ・事故通知システム(PC・スマートフォン) https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lv_w_1/index.do
- ・事故通知システム(携帯) https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lv_w_4/index.do
- ・FAXフォーム(送付先は用紙に記載)。
- ・事故通知はがき(郵送先は専用はがきに記載)。
- ・窓口：東京海上日動火災保険(株)本店損害サービス第二部
傷害保険損害サービス第三課(学校保険コーナー)
〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング
- ・フリーダイヤル：0120-868-066

(3) 保険会社への保険金請求手続き

- ①治療終了後、学生課へ書類を提出してください。
「保険金請求書」と「治療状況報告書」、その他の必要書類を提出してください。治療状況によっては医師の診断書等が必要になる場合もあります。また、交通事故の場合は警察の証明が必要となります。
- ②学生課から保険会社へ書類を転送します。
請求書に事故証明をした上、書類一式保険会社へ転送します。

(4) 保険金の受け取り

保険金請求書等が保険会社に届いてから、原則として30日以内に指定口座に保険金が振り込まれます。

(5) 保険の再加入

7年以上在籍する場合は、大学で一括して再加入の手続きを行います。『学生教育研究災害傷害保険の加入者のしおり』の再配布は行いませんので、入学時に配布されたものをひきつづき使用してください。この場合の保険料は大学で負担しますので、支払いの必要はありません。

2. 学習会

(1) 学習会とは

所属領域・分野、学科・コースを越えた学生同士の交流の場として、学生が主体となって運営する集まりのことです。活動場所は関東や関西を中心に全国各地に広がっており、それぞれ特色のある活動をしています。活動中の学習会情報は、airUキャンパスのお知らせに掲載しています。また、airUキャンパスには学習会のオフィシャルコミュニティもありますので、あわせてご覧ください。なお、学習会は学生の自主活動で、大学が公認しているものではありません。

(2) 学習会での活動例

- ・授業や課題の学習方法に関する情報交換会、勉強会
- ・デッサン会
- ・グループ展開催
- ・美術館・ギャラリー等の見学
- ・親睦会 など

(3) 通信教育部が行っているサポート

自分にあった学習会が見つければ、参加してみませんか。もちろん、気のあった仲間たちと一緒に新しい学習会を発足させることもあります。ぜひ、学習会を活用して、良き友、良きライバルとともに創作・研究に専心してください。

サポートは側面的支援となります。

- ・学習会を立ち上げる時
- ・学習会の開催を案内する時
- ・学習会へ教職員の派遣を希望する時
- ・学習会で学内施設の使用を希望する時

以下の詳細は、airU学習ガイド＞8. 学習支援 を確認してください。

- ・通信教育部交流サイトairUキャンパスのコミュニティで交流する時
- ・学習会を発足させる時
- ・学習会の開催告知をする時
- ・教員等のサポートを必要とする時
- ・学習会での教室使用

3. 学生創作研究助成金制度

学生創作研究助成金制度は、優れた創作・研究活動およびそれらの発表普及活動を行う学生の自主的活動に対して助成金を支給する制度です。

第13回(2019年度)学生創作研究助成金申請要項

(1) 申請から助成金支給までの流れ



(2) 申請

申請資格	京都造形芸術大学通信教育部芸術学部、および大学院芸術研究科(通信教育)の在学生。ただし、申請年度の休学生、科目等履修生は除きます。 この制度と平行して学外機関実施の助成金制度を受けることも認めます。申請書の所定欄にその状況を記入してください。
助成予算・採択件数	1件あたり上限20万円。数件(2019年度予算総額100万円) 20万円を超える企画内容の場合も、最高支給額は20万円です。また、実施報告の際に精算額が20万円未満の場合、提出された精算金額にあわせて支給(千円未満は切り捨て)します。
申請可能件数	原則一人1件。ただし複数人数による計画を申請する場合は、これとは別に一人1件申請可能とします。
助成対象活動・期間	2019年4月1日(月)～12月31日(火)の期間中に行われる「個人又はグループによる優れた創作・研究活動およびそれらの発表普及活動」 ・実際の実施計画が複数年度に亘っても構いませんが、助成の申請は単年度毎で受け付けします。又、審査と助成も単年度毎で行いますので、実施計画申請書は短年度での計画を判りやすく記載してください。 ・本制度の成果物を、そのまま修了研究・修了制作、卒業研究・卒業制作の成果物として提出することは認めませんが、本制度による創作・研究の成果を発展、継続させ、修了研究・修了制作、卒業制作・卒業研究につなげていくことは問題ありません。
助成対象経費	材料費、消耗品、印刷費、施設費、交通費、資料費等。飲食費は助成の対象外(研究対象となる材料を購入する際には認められる場合もあります)。また、3万円を超える備品および書籍を購入する場合、大学の所有物となります。個人の所有物にはなりませんので、活動終了後大学に提出してください。

申請形態	個人申請又はグループ申請。グループ申請の場合、本学学生（休学生・科目など履修生は除く）が企画の中心的立場で主体的に関わっているものに限り、その構成員に申請資格のない者が含まれても構いません。グループの意義および参加者の分担を「メンバー氏名」欄のスペース内に要約し記入してください。学外で既に実施・運営されている企画に本学学生も参加するという様な関わり方でこの制度に申請されても審査対象とはなりません。
申請期間	2019年4月1日（月）～5月31日（金）【必着】
申請書類	①「学生創作研究助成金実施計画申請書」（所定書式、提出必須） ▶ airU学習ガイド＞書式集 ②添付資料（任意提出） 補足資料として、申請企画に関連するものや、これに相当するこれまでの実績（ご自身のポートフォリオ・作品資料集や活動・調査報告書、研究論文の要約など）を提出することを認めます。形式はA4サイズ、4ページ以内とします。規定を超える添付資料は受け付けできません。 ・申請書類は返却しませんが、ポートフォリオは希望される場合は返却します。任意の用紙に「ポートフォリオ返却希望」と明記し、返信用封筒（送付先明記、必要分の切手を添付）を同封してください。また、宅配便（着払い）をご希望になる場合は、その旨を記載してください。 ・申請後に開催される制作・発表系の個展・グループ展、イベント等、資料がなく申請書作成が難しい場合は、それまでの作品や展覧会記録をポートフォリオにまとめて提出していただいても結構です。
提出先	[郵送] 〒606-8271 京都市左京区北白川瓜生山2-116 京都造形芸術大学通信教育部 学生課宛 ・封筒の表面に「学生創作研究助成金申請書類在中」と記入。 [窓口] 通信教育部事務局窓口（瓜生山キャンパス人間館中2階） メールでの受け付けはできません。
教員相談	この制度に関して教員への相談や助言を希望する場合は『学習ガイド』に記載の「問い合わせ方法」に準じて対応します。 ▶ pp.96～98「問い合わせ方法」

(3) 審査

審査方法および 審査基準・ポイント	書類審査。制度の趣旨に準じ、次の項目を中心に審査を行います。 ①企画内容の質の高さ ②地域や社会への寄与 ③予算計画の具体性 ④申請書全体の完成度、など。 審査は実施計画申請書及び添付資料（任意）により行います。申請書は助成が決まってから具体性をもたせるのではなく、計画している企画内容（日程や場所、内容）がはっきりと判るよう記入し、実施計画に無理がないかどうか十分に検討してから提出してください。 ・何時（実施可能なスケジュールか） ・何処で（活動場所の決定） ・誰が（個人申請／グループ申請） ・何を（活動の具体的な内容を判りやすく記入） ・どのように実施するのか（目標達成までの手順を明確に記述）
再審査（実施内容が大きく変更される場合）	申請時の企画内容に対し実施段階で新たな方向性が示され、その実施内容が移行して行く可能性が明確になった場合は、新たに実施計画書（書式は自由、計画変更の経緯や予算計画を具体的に記したもの）を、必ず事前に学生委員会に提出してください。再度審査を行います。実施計画の移行が妥当で、当初の申請時に意図していた目標が達成できると判断される場合には、引き続き支援対象とします。事前に学生委員会に相談をしないまま、当初の申請内容から著しい変更を行って実施した場合は、助成を取り消すことがあります。成果報告書にも、その経緯について具体的に記し説明を加えてください。
審査結果発表	結果通知日：2019年6月25日（火） ・審査結果を郵送で通知します。 ・採用者には、採用の旨と助成暫定金額が通知されます。助成額決定と支給は実施報告後となります。 ・採択企画は『雲母』やairUキャンパスで発表します。

(4) 成果報告と最終審査後

成果報告書	企画実施後、助成金額を決定する最終審査を行います。審査には以下を提出してください。 ・ 本学所定の成果報告書と活動風景写真+自由形式による活動内容報告書または成果物 ・ 各自で展覧会図録や研究報告書、記録集などを制作した場合は、これらの成果物を自由形式による活動内容報告書に代え、提出しても構いません。 ・ 報告内容は『雲母』、airUキャンパスで発表します。また、報告書などの研究成果は、教育指導上、必要と認められる場合には、印刷物、デジタルデータなどの形式で有効に活用・公開します。
会計報告	助成金の対象となるものはすべて領収証(何に支出したか明細もわかるもの)が必要です。領収証のないものは支払いの対象となりません。領収証のコピーは認めません。不明朗な会計処理が認められた場合、活動報告を行わない場合などは助成を取り消します。成果報告の際、20万円未満の精算額の場合は提出された精算金額にあわせて支給します。また、最終的に算出された金額のうち千円未満は切り捨てます。

4. 勤労学生の所得控除

勤労学生控除とは、納税者が所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる所得控除です。本学通信教育部の在学学生(科目等履修生は除く)は勤労学生控除を受けることができます。控除を受けるためには、例えば、収入が給与所得だけの人の場合であれば、年間所得が130万円以下であることが条件(他条件あり)になります。適用条件や手続きなどの詳細は勤務先の給与担当部署や、居住区の税務署に直接問い合わせてください。控除を受けるための手続きは全て個人で対応してください。「学生証」のコピーが手続き時に必要です。(2019年4月1日現在の状況)

5. 美術館・博物館の優待

本学は2019年度、以下の美術館、博物館の法人会員／キャンパスメンバーズに加入しています。優待措置がありますので、学習に活用してください。開催企画、開館時間など詳細は各自で確認してください。なお、対象となる施設、および優待内容に追加・変更等のある場合は、『雲母』、airUキャンパスでお知らせします。

対 象：学部生・大学院生(科目等履修生[博物館学芸員課程、特修生]は対象外)。

利用方法：入館時に「学生証」を提示して、指示に従ってください。

館 名	常設(平常)展	企画(特別)展	加入期間
茶道資料館 ※1 住所：〒602-0073 京都市上京区堀川通寺之内上る寺之内豎町682 裏千家センター内 電話：075-431-6474 URL：http://www.urasenke.or.jp/	無料	無料	2020年 3月31日(火)迄
細見美術館 住所：〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町6-3 電話：075-752-5555 URL：http://www.emuseum.or.jp/	無料	無料	2020年 3月31日(火)迄
京都国立博物館 ※2 住所：〒605-0931 京都市東山区茶屋町527 電話：075-525-2473(テレホンサービス) URL：http://www.kyohaku.go.jp/	無料	特別展の 割引 ※5	2020年 3月31日(火)迄
京都国立近代美術館 住所：〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町26-1 電話：075-761-9900(テレホンサービス) URL：http://www.momak.go.jp/	無料	大学生団体 料金 ※5	2020年 3月31日(火)迄
国立国際美術館 住所：〒530-0005 大阪市北区中之島4-2-55 電話：06-6447-4680(代) URL：http://www.nmao.go.jp/	無料	大学生団体 料金 ※5	2020年 3月31日(火)迄

館 名	常設(平常)展	企画(特別)展	加入期間
東京国立近代美術館 ※3 本館住所：〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1 電話：03-5777-8600 (ハローダイヤル) URL：http://www.momat.go.jp/	無料	大学生団体 料金 ※5	2020年 3月31日(火)迄
国立西洋美術館 住所：〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 電話：03-5777-8600 (ハローダイヤル) URL：http://www.nmwa.go.jp/	無料	大学生団体 料金 ※5	2020年 3月31日(火)迄
国立新美術館 住所：〒106-8558 東京都港区六本木7-22-2 電話：03-5777-8600 (ハローダイヤル) URL：http://www.nact.jp/	常設(平常)展 なし	大学生団体 料金 ※5	2020年 3月31日(火)迄
国立映画アーカイブ ※4 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6 電話：03-5777-8600 (ハローダイヤル) URL：http://www.nfaj.go.jp/	無料	大学生団体 料金 ※5	2020年 3月31日(火)迄

- ※1 図録や絵はがき等を割引価格で購入できます。また、呈茶の接待があります(10名以上は要予約)。
- ※2 現在、耐震改修計画に伴う関連調査等のため、本館は閉館中。このため、当分の間、特別展は平成知新館で開催されます。これに伴い常設展(平成知新館名品ギャラリー)が休館となる場合があります。京都国立博物館主催のイベント(落語等)のチケットを割引価格で購入できます(但し館指定のもののみ)。
- ※3 工芸館展示室を含みます。
・工芸館住所：〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
- ※4 所蔵作品上映は無料、特別上映及び共催上映は割引料金が適用されます。
- ※5 展覧会の内容により、優待金額が異なりますので、入館時に確認してください。

[注意事項]

- ・臨時休館となる場合もありますので、事前に各自で美術館のWebサイト等にて開館状況を確認してください。
- ・学生証を携帯していない場合は、優待を受けることはできません。
- ・年度ごとに会員加入施設を検討しますので、新しい年度の『学習ガイド』で対象施設を確認してください。

